



Title	漢初の黃老思想
Author(s)	大形, 徹
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 1980, 13, p. 19-35
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/8840">https://hdl.handle.net/11094/8840</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 漢初の黄老思想

大形徹

## 一、反秦、反法家思想としての黄老

漢初に黄老思想なる政治思想が存在し、現実政治の場を席捲したことはよく知られている。しかしながら思想史上において黄老の評価はそれほど高くない。ふつう黄老思想は秦の悪政とそれにつづく戦乱によつて疲弊していく當時の状況に、無為清静なる消極策が偶合して農民の生産力の回復に役立つたと理解されている。つまり黄老思想隆盛の因の大半は、時勢に合したという偶然性にささえられたものであり、無為清静なる思想も所詮は無為無策の体のよい言い換えにすぎないとするのである。このような黄老が後にきたる儒教の勃興の前になすすべもなく敗退したことも当然の極みだとする。この考え方は全面的に間違つてはいない。しかし漢初においてはじめて黄老を実際政治の場にひきだした曹參の言動を子細にみると、一見その不得要領な態度の裏に実は周密なる意図のかくされていたことに気付くのである。そしてそれこそが黄老の眞の意義なのである。

漢建国当初の政治を取りしきつたのは、言うまでもなく相国の蕭何であつた。彼こそは、前後四百年にわたる漢

帝国の政治的基礎をつくりあげた人である。

彼の政治的意図は、第一に秦の遺制を漢の法律制度に取り込むことであった。これは前身に国家的基盤を持たない漢にとってはごく当然の施策であった。彼は咸陽に入つてまず秦の丞相・御史の律令図書の収藏を行ない、翌年の漢二年

法令約束を爲る。(『史記』蕭相國世家)

と、漢自身の法律をつくつてゐる。

『晉書』刑法志には、

漢 秦制を受け、蕭何 律を定め、參夷・連坐の罪を除き、部主見知の條を増し、事律の興・廐・戸二篇を益し、合して九篇と爲す。

とあり、蕭何が秦の法律の厳酷なものは除き、國家建設の基礎となるべき新しい法律を加えるという取捨選択を行なつてゐることがわかる。

しかしながら惠帝・高后・文帝の時代に數度にわたつて、三族の辜・誹謗妖言の令・收帑相坐の律令・肉刑等々の秦法のよろしからざるもの除去去つてゐる。これはつまり蕭何の選択が不十分で、秦法を踏襲した弊害があらわれたものと看做せるであろう。

蕭何は漢に丞相・相国たること十四年で惠帝二年に薨じてゐるが、彼の政策の要諦は、まず、早急に国家体制としての漢を組織することであつた。そのため彼は秦の遺制を十分な手直しをせずに、かなり無条件に取り込んだものと思われるのである。

蕭何を継いで相国となつたのが曹參である。彼は蕭何と同じく高祖旗上げ以来の股肱の臣であるが、文官型の蕭何と好対照の武官型の人物であった。

この曹參が齊相であつた時に採用したのが蓋公の黄老思想である。曹參は政治に對して非常に謙虚であつた。すなわち齊相に任せられたとき、彼は王の輔佐たりえそな長老・諸生をことごとく召し出し民を治める要諦を問うのである。しかしながら集まつた百人ほどの儒者の説にはもう一つ納得できない。こういう時に黄老の言を治めた蓋公の説を聞くのである。儒者の説には納得できなかつた曹參も、黄老の説には大いに感ずるところがあつたらしい。早速に正堂をあけわたし蓋公に政務をとつてもらう。この黄老政治が九年間続き、齊国はよく治まつたと称される。

黄老とは、黄帝・老子のことであるが、蓋公の説いた黄老思想の内容は、

治道は清靜を貴びて民自ら定まる。おのづか此の類を推して具さにこれを言う。（『史記』曹相國世家）  
とだけしか述べられていない。

「清靜」と「民自ら定まる」は、『老子』の次の文の内容とほぼ同じであるといつてよい。

靜は熱に勝つ。清靜は天下の靜なり。（四十五章）

我無爲にして民自ら化す。我靜を好みて民自ら正し。我無事にして民自ら富む。我無欲にして民自ら樸なり。

（五十七章）

また『史記』老子列伝にも

李耳無爲自ら化し、清靜自ら正し。おのづか

とあり、「清靜」「民自ら定まる（化す）（正し）（富む）（樸なり）」が『老子』の重要な部分であり、黃老とは老子の政治思想を含有した思想であつたとわかる。

さて、斎の丞相から漢の相国となつた曹參はどのような政治を行なつたのであろうか。『史記』は曹參が蕭何の決めたことを全く遵守し一も変更しなかつたと述べる。また、曹參みずから彼の能力は遠く蕭何に及ばないことを認め、蕭何のつくつた法令をしつかり守つて間違ひのないようにしておればよいのだと言つてゐる。

当時の民もこれを称して

百姓これを歌いて曰く、蕭何 法を爲り、觀らかなること一を畫くが若し。曹參これに代わりて、守りて失う勿し。其の清靜を載せ、民以て寧一なり。（『史記』曹相國世家）

と歌い、曹參は忠実に蕭何の政策を守り通したかのようである。しかし眞実そうであつたのだろうか。

『漢書』惠帝紀の、

四年……法令の吏民を妨ぐる者を省き、挾書律を除く。

は、惠帝二年に蕭何が薨じてゐるので、明らかに曹參が相国の時のことである。これをみると曹參の治政下において蕭何の定めた法に手を加え除去していることになる。

また、

郡國の吏、文辭に木訥、重厚なる長者を擇びて、即ち召して除して丞相の吏と爲し、吏の文を言うこと刻深、聲名を務めんと欲する者は、輒ち斥けてこれを去らしむ。（『史記』曹相國世家）

と、配下の入れ替えを行なつてゐる。すなわち、もと蕭何の部下だつたもののうち法文解釈に厳酷すぎる者や名声

をあげようとのぞむ者は罷めさせて、地方から無骨で飾りけがない篤実な有徳者ばかりを選んで新たに自分の配下に加えている。

これははどういうことであろうか。「吏の文を言うこと刻深、聲名を務めんと欲する者」と言えば、わるく言われているようではあるが、法律を厳しく適用し、仕事の上で名声をあげようとする、いわゆる敏腕の能吏であり、蕭何のもとで縦横にその能力を發揮した者たちではなかつたろうか。一方、「郡國の吏、文辭に木訥、重厚なる長者」と言えば、一見きこえはよいが、明快敏速なる事務処理能力に欠け、どちらかといえば人柄だけが取得といった感を受ける。このような人選を行なつて中央政治の機能を滞りなくはたしうるのかといった危惧さえいだかせるのである。

これでは蕭何の法を今まで通りに守るよりも、むしろ極力、蕭何の法を使わないように努力しているかのようである。

この、一見奇異に思える曹參の行動こそが、実は漢初の黃老政治の真面目なのである。

高祖の五年に項羽を滅ぼしてからも暫らくは叛乱が絶えない。臧荼の乱、韓信の乱、韓王信の乱、陳豨の乱、彭越の乱、英布の乱、盧綰の乱等々と、惠帝二年に曹參が漢の相国になるまでに叛乱が頻発しており、曹參じしん陳豨や英布の征伐に従軍している。

曹參が齊相となつた高祖の五年以来、天下は未だ平安とは言えず民衆もかなり疲弊していたに相違ない。叛乱鎮圧に各地を奔走した曹參であれば、このような時代状況を膚身をもつて感じていたことであろう。彼の政治は机上の論理ではない。しっかりと地に足をつけたものだったのである。

曹參が齊を去る時、後任の丞相に託して、

曰く、「齊の獄市を以て寄を爲し、慎みて擾す勿かれ」と。後相曰く、「治は此れより大なる者無きか」と。參曰く、「然らざるも、夫れ獄市は、并せ容るる所以なり。今君これを擾せば、姦人いざへ安んぞ容れられんや。是を以てこれを先にす」と。(『史記』曹相國世家)

という。この部分の『漢書』の注では、

孟康曰く、「夫れ獄市は兼ねて善惡を受く。む若し姦人を窮極し容竄する所無からしめば、久しくして且またに亂を爲さんとせん」と。

と説明する。姦人を追いつめるような厳整な政治を行なうとかえつて乱のもとになるというのである。これに統いて孟康は、

秦人 刑を極めて天下畔き、孝武 法を峻しくして獄繁し、此れ其の效なり。

と秦の嚴刑主義、武帝の酷吏政治を例証としてあげている。

孟康の見解によれば、曹參は秦の嚴刑主義に対して十分に反省を加えた上で二度とそのあやまちを繰り返さないような政治を行なつたようと思える。

こう考えてくると、曹參が漢の相国になつてから、「吏の文を言うこと刻深、聲名を務めんと欲する者」を斥けた事由がよくわかるのである。彼らは必ず厳整な政治を行なう。しかるに農民の地力は、いまだそれに耐えうるほど恢復していない。彼らが用いた蕭何の法は秦法を踏襲しており、そのうちの凶殘なる部分を多く存していた。この政治をそのまま推しすすめれば、いきおいそれが秦の嚴刑主義へと逆行する可能性が十分すぎるほどあつたの

である。

それを見てとつた曹參は、一部、蕭何の法を撤廃し、また、もとの蕭何の配下のうち辣腕な能吏はすべて讞にし、地方出身の朴訥な人物を多く配下に招来するという一種独特の人物起用法により、極力、蕭何の法をまともに実行できない状態に置いたのである。

このまことに奇妙な政治術によって秦の嚴刑政治への逆行を阻み、かつまた相繼々叛乱による戦役で疲弊していいた農民の生産力の自然回復を期待したのである。

蓋公の黃老思想は単なる道家の一派に過ぎなかつたかも知れないが、それがひとたび曹參の手にわたり漢全土を覆う政治原理となつた時、それは明確に反法家主義、反秦思想という相貌を呈し、秦的国家形態をそつくり受け継ごうとする蕭何の政治に対しても大なる批判をもつてのぞんでいたことがわかるのである。

曹參が漢の相国であったのは、惠帝二年から五年までのわずか三年間にすぎないが、彼の黃老政治は惠帝・呂后・文帝をへて武帝に至るまでの漢初の政治の指導原理となるのである。

## 二、黃老の成立と流布

後世、黃老思想を目して漢初の政治思想とみなすのは、曹參が黃老を政治思想として實際政治の場に取り上げたことにはじまる。

この曹參につながる系譜が『史記』樂毅列伝に示される。

太史公曰く……樂臣公は黃帝・老子を學ぶ。其の本師は號して河上丈人と曰う、其の出づる所を知らず。河上

丈人は安期生に教え、安期生は毛翕公に教え、毛翕公は樂瑕公に教え、樂瑕公は樂臣公に教え、樂臣公は蓋公に教え、蓋公は齊の高密膠西に教え、曹相國の師と爲る。

と系譜を述べて根拠を明らかにするという『史記』一流の論理によつて黄老の存在を明快なものにしようとしているが、老子列伝の系譜などと同様にこの系譜もどこまで信用がおけるものかよくわからない。しかしながら、これがこそが黄老の濫觴なのである。

蓋公から本師である河上丈人までは溯ることわずか五世にしかすぎず、黄老の成立は意外と新しい。老子だけではなくあわせて黄帝をも信奉するところに黄老の特色があつたはずであり、だからこそ単に道家とか老子とか述べずに黄老と言明するのである。この黄老の黄帝的要素が単に老子以前の祖としての權威づけのためだけのもののか、あるいは神僊家・養生的なものをも含むのかは判然としない。しかしながら先にも見たように曹參の取り上げたものは政治術としての黄老でありそれはほとんど『老子』の政治術と重複するものであった。

曹參によつて『老子』的な政治術としての内容のみを純化抽出され他の不要な部分はことごとく黜廃されたこの黄老は、中央政治の上においてさらに惠帝・呂后・文帝の時代へとひきつがれる。

『史記』呂后本紀をみると、「太史公曰く」として、

孝惠皇帝・高后的時、黎民は戰國の苦を離れるを得、君臣 倶に無爲に休息せんことを欲す。故に惠帝垂拱、高后女主 制を稱し、政 房戸を出でず、天下晏然、刑罰 署に用い、罪人 是れ希なし、民は稼穡に務め、衣食 滋殖す。

とある。曹參が薨じて十年後に呂后が崩じてゐるが、この十年間もひきつづき黄老政治の全盛時代といつてよいで

あらう。

高祖の朝からこの惠帝・呂後の治世下にかけて道家的傾向を有する人物は多い。仙人の赤松子に従うことを行ひ、辟穀や導引をした張良、呂後の朝に左丞相となつたが、酒を飲み婦女に戯れて政事につとめなかつた陳平、病氣のふりをして隠居し家にひきこもつた陸賈などである。当時、異姓諸侯に取り立てられていた漢朝創業の功臣たちが次々と誅滅されており、つづいて呂氏の專横とくれば、高祖の腹心であつた彼らとしても内心、戦々兢々たるものであつたに相違ない。彼らは一様に道家の保身をはかつてゐるのである。

このうち陳平は若いころ黃老を学んだとされ、酒を飲み婦女に戯れて政事につとめなかつたという行動も、一見、曹參に似る。しかしながら陳平が何某を師として黃老を学んだとの記述はなく、「読書を好み、黃帝・老子の術を治む」(『漢書』陳平伝)とあるのみなので、おそらく『老子』等の道家の書を読んだことにより、黃老とされているのであらう。彼の言動も、民をおさめる政治術としての黃老ととらえるよりも、呂后からの保身の術としてとらえた方がわかりやすい。

このように漢初の道家的傾向はすべて黃老に帰するわけではなく、個人の保身の術としての道家も案外多いのである。

つづく文帝は漢朝の基盤を確立した偉大な君主である。『史記』『漢書』は彼を「仁孝」「仁惠」「有德君子」などともつぱら儒教的徳目によつて絶賛する。しかし彼自身はむしろ儒教を好まず、儒者の任用もそれほどあつくない。

彼は刑名、法家を好んだとして有名である。しかしこれを短絡的に秦の嚴刑政治的な法家と結びつけてしまうこ

とは大きな謬りであろう。

文帝の時代に収帑相坐の律令、誹謗証言の罪、肉刑などの秦の酷法を廃止している。また、孝文即位するに及び、……租賦を減省し……亡秦の政を懲惡し……禁罔疏闊、張釋之を選びて廷尉と爲し、罪疑わしき者は民に予う。<sup>あた</sup>是を以て刑罰大いに省かれ、斷獄四百に至り、刑錯の風有り。(『漢書』刑法志)と述べられ、文帝の政治は秦の嚴刑政治に対する大きな反省批判の上に立つていたものであつたとわかる。

断獄四百というのは、武帝の時代の

死罪決事比、萬三千四百七十二事。(『漢書』刑法志)

と比べてみて、いかに少ないかがよくわかる。

また文帝は道家の学を好んだとある。しかしこれは主として彼の節儉に関して述べられたところである。『史記』『漢書』には文帝を評して黄老と述べたところはない。しかしながら彼の政治は大局的には曹參の政治を受け継いでおり、『風俗通義』に見える。

文帝 本と黄老の言を修め、甚だ儒術を好まず。其の治 清靜無爲を尙ぶ。(卷二孝文帝)

という評価をそのまま受け入れてもよいだろう。

文帝の妃の竇太后は黄老の爱好者として有名である。彼女はもと呂后の侍女であり、武帝の六年に崩じているので、その後宮での在世は実に約五十年にもわたる。この間、彼女の言動が政治に影響を与えるのは、文帝没後の景帝・武帝の時代である。

彼女は実子の景帝に対してもかなりの影響力をもち、しばしば政治に容喙しているが、曹參・文帝に見られたよう

## 漢初の黄老思想

な黄老流の善政とは程遠い。逆に黄老の対立者として当時台頭してきた法家流の酷吏や儒者への迫害ばかりが目立つ。すなわち、景帝が忠臣だと弁護したにもかかわらず酷吏の郅都を斬罪に処した。儒者の趙綰・王臧を罪におとして自殺せしめた。轅固生を家のおりにとじこめたなどの所業がそうである。

しかし黄老の流布に関して竇太后のはたした役割は大きい。竇太后は

竇太后、黄帝・老子の言を好み、帝及び太子・諸竇は、黄帝・老子を読みて其の術を尊ばざるを得ず。（『史記』外戚世家）

と景帝・武帝・竇氏一族に『老子』等の書を読むことを強制している。帝室・外戚がすべて黄老を尊べば、黄老を学ぶことがすなわち官吏への登用や昇進の道につながる。かくして黄老は功利的手段と化し、それを学ぶ黄老者も急激に増大したのである。

一般に漢初の黄老と言われるが、黄老を学んだとされる黄老者は、王生・汲黯・鄭當時・鄧章・司馬談・司馬遷・楊王孫・辟彊・辟徳と、むしろこの景帝・武帝代に集中する。

黄老の底辺が拡大するとともに黄老の概念そのものも拡大し変化した。もはや曹參の時の黄老の『老子』の政治術という小さな枠にはおさまりきれず、黄老がそれ自身のもつ最大の幅にまで自己を拡張したのである。黄老は『老子』を包括し、道家を包括し、神僊家をも包括した。漢のごく初期には区別されていたこれらの概念が、黄老の名のもとに混然一体と化したのである。

楊王孫は養生を奉じたことで黄老とされ、鄧章は黄老の言を修めたことで諸公の間に名声をあげた。このように養生術や個人の名声などという曹參流の政治術とは全く無縁のものまで黄老と呼ばれるようになつたのである。

景帝のころから法家者酷吏の専横がきびしくなり、つづく武帝は竇太后に抑えられつけた反撥も手伝つて儒者を重用し、遂には董仲舒の対策にのつとつて儒教独尊政策をとつたため中央政治の上における黄老は急速なる終焉を迎えることとなる。

これ以後、黄老はその関心を神僊・道教などのもっぱら個人的なものへとむけていかざるをえなくなつたが、ここにおいてその移行をなめらかにしたのが曹參の時にほとんど付加物としての意味しかもたなかつた黄老における黄帝であつた。

『漢書』芸文志を見るに、本文及び注に黄帝の名のつく書物は、道家の五種、神僊家の四種をはじめとする陰陽家・雜家・小説家・(兵)陰陽家・天文家・曆譜家・五行家・雜占家・医経家・經方家・房中家の多岐にわたつてゐる。

このように黄帝はあらゆるものの中の祖として尊ばれていたことがわかる。この黄帝を媒介として黄老がその概念のなかにさまざまな要素をとりいれたとしても何ら不思議はない。かくして黄老は曹參のときの『老子』的政治術のみにとどまらず、その内容を拡充させていつたのである。そしてこのことにより黄老は、その内容を変化させはしたもののが武帝の儒教独尊政策以後も生きつづけえたのであつた。

### 三、『史記』の黄老観に対する『漢書』の批判

周知の通り『史記』では『申子』『韓非子』『慎子』の法家が「黄老に本づく」とされている。同じく『史記』において『莊子』は黄老ではなく単に「老子の言に歸す」としるされているので、その内容の差によつて黄老あるいは

は老子といふように区別されていることがわかる。そしてその差はおそらく政治的関心の有無である。黃老が政治的関心のつよい思想だということに異存はない。しかし黃老と法家が結びつきうるのかといふところに疑問が残るのである。

『太平御覽』道部、養生には『黃老經』という書名があらわれるが、『漢書』芸文志をみると黃老云々と黃帝と老子が連語化された書名はまだない。ただ注を見るに、道家の『黃帝君臣十篇』（老子と相似るなり）と雜家の『宋子十八篇』（其れ黃老の意を言う）などが黃老関係の書であるといふよう。また老子の名のつく書は道家のみにあらわれ、黃帝の名のつく書は先にも見たように道家、神僊家などの十家以上にもわたってあらわれる。しかしながら法家に属するものは全くないのである。つまり黃帝も老子も法家とは結びつかないのである。

さらに同じく『漢書』芸文志の法家類をみると『申子』『慎子』『韓非子』の注には、『史記』にあつた黃老という語が一切用いられていない。これは明らかに『漢書』の『史記』に対する批判である。すなわち『漢書』は『史記』が『申子』『韓非子』『慎子』を黃老としたことを謬りだとして黃老の語を削除しているのである。

確かに『韓非子』には「解老」「喻老」の両篇があり、たとえそれが後学の手になるものだとしても道家、とくに「老子」とのつながりは否定できない。

しかしながら蓋公をさかのぼる河上丈人までの黃老の系譜の中に韓非子・申子・慎子のいずれの一人の名も見出されないのは大きな疑問である。かつまた黃老の語は『史記』に初出し、『史記』以前のどの書物も『韓非子』『申子』『慎子』を黃老とは評していないのである。

もともと法家主義は『老子』の中で

法令滋ます彰われて、盜賊多く有り。（五十七章）

と否定されている。『老子』に純粹に忠実であれば、本来、法家とは結びつかないはずである。また法家の側からみても、堯舜より古いという権威づけのためにかつぎだされた黄帝と、尚古主義を否定する現実主義の法家とはもともと結びつきえないはずのものなのである。

しかしながら一でもみたように竇太后的ころには黄老を信奉した方が官吏として登用や昇進に有利であるといった現実的風潮があつたと思われる。この場合、法家の側から黄老をとりこんで支配体制に組み入ろうとする」とは当然の策であつたろう。

思うに司馬談・司馬遷のころはちょうどこういった時勢にあたり、黄老の底辺がもつとも拡大された時代であった。この背景にあわせて自らもまた黄老好みであつた『史記』の作者は、『老子』等を取り込んで道家に接近していた当時の法家をみて、本来の『韓非子』『申子』『慎子』までをも大きく黄老の影響下にあるものと比定したのであろう。

しかしながら一でも述べたように黄老思想の本質は反法家思想であつた。『史記』が『韓非子』『申子』『慎子』を黄老としてしまえば曹參の黄老の意義まで害しかねず、いたずらに混乱を招くばかりである。これは『漢書』の見解に従うのが妥当であろう。

### おわりに

漢初に秦の滅亡の因をふかく探究し反省を加えたものとしては陸賈の『新語』や賈誼の「過秦論」などの儒家の

論ばかりが有名である。

しかし我々はそれを曹參の黄老政治にも窺うことができないであろうか。彼が相国となつたのは漢初においてももっとも大事な時期にあたつていた。すなわち漢は内政面での大黒柱、蕭何を失うという一種の危機的状況に面していたのであつた。

蕭何の政治は秦の政治機能を漢に踏襲することを第一とした。漢が国家として正常に機能をはたしていくために官僚機構、法律制度の整備は急務であつた。しかし前身に国家的基盤を持たない漢としては独自の法を早急につくりあげることは不可能に近く、いきおいそれらを秦の遺制に頼らざるを得なかつた。

しかしながら秦制への安易な依拠は、同時に秦の犯したあやまちを再び繰り返すという危惧をもはらんでいたのである。

蕭何のあとを継いで相国となつた曹參はこの危惧をみてとり、斎で用いて一応の成功をおさめていた黄老政治を漢に施行する。その政治原理は清靜無為という『老子』の政治術であったが、その具体的実践は一種独特な人物起用法に拠つた。彼はもと蕭何の部下であったもののうち、法律解釈に厳酷なものや名声をあげようとするものはすべて罷めさせ、かわりに地方から木訥な人物ばかりを招きよせ新たに自己の配下としたのであつた。このようにして蕭何の法をまともに実行できない状態に置き、漢の政治が秦の嚴刑主義へと逆行することを阻止したのである。

一概に漢初の黄老といつても、その成立当初と流布する過程とではその思想内容においてかなりの逕庭がある。蓋公以前の本師の河上丈人にまで溯る黄老は原黄老とも名づくべきものであろうが、老子以前の祖として黄帝を冠することによって、道家の一派として单なる老子とは区別される黄帝的特色をもその思想内容に具有していたも

のと思われる。しかしながら曹參はそのうちの『老子』的・政治術のみを黃老として顕彰したため黃老のさし示す幅はひじょうにせまいものとなり、個人の保身の術としての道家や養生・神僊家的な道家は黃老とは峻別される。

曹參の優遇により一躍時代の思想となつた黃老だが、その底辺の拡大は遠く竇太后的時代をまつこととなる。黃老を修めたとする黃老者は漢初よりむしろ景帝・武帝の時代に多いのである竇太后的黃老好みとその強引なる宣教とは、黃老を大いに広めはしたが、同時に黃老を立身出世の手段という功利的なものと化し、法家など他の諸子百家が黃老に接近する動機を与えたのである。底辺の拡大とともに、もともと純粹に政治術としてのみ取り上げられたその概念にも漸く変化をきたすに至る。神僊家などの他の諸家との共通項としての黃帝を媒介として、その黃帝的要素としてさまざまなものを取り込んだのであつた。養生を奉じた楊王孫などにその流通をみることができる。このことが下地となつて、後世、黃老は神僊・道教へと変化したのである。

黃老の政敵はいうまでもなく法家と儒家であつた。とくに酷吏は曹參が「文を言うこと刻深」として忌みしりぞけた者たちと同じ体質を持つ。曹參の黃老をかたくなに受け継いでいた汲黯は武帝代においても一郡で見事な黃老政治を実現させるが、彼は酷吏の張湯と儒者の公孫弘を罵詈している。

黃老の中央政治での終焉は言うまでもなく董仲舒の対策をうけた武帝の儒教独尊政策によるが、こののち黃老は養生・神僊家的なものへと形をかえて存続するのである。

『史記』において疑問とされるのは『韓非子』『申子』『慎子』の法家が黃老とされていることである。法家思想は秦の厳刑政治の復活につながるとして曹參がもつとも警戒したところのものである。おそらく『史記』は竇太后

の時代に黃老を取り込んで支配権力への接近をこころみていた法家の後学をみてこの論をなしたのではあるまいか。しかしながら『漢書』をみると、この見解は明らかに否定されている。すなわち芸文志において法家類の『韓非子』『申子』『慎子』の注には、『史記』にあつた黃老の語がことごとく削除されている。また同じく芸文志において老子の名のつく書や黃帝の名のつく書で法家に属するものは一つもない。すなわち『漢書』は法家と黃帝や老子は結びつきえないものとし法家と黃老のつながりを否定するのである。

(大学院学生)